



第17回

社会保険講座



中谷 知世

夏季賞与を支給する時期になりました。

今回は賞与支給に伴い、徴収義務がある保険料や税金、社会保険の制度や計算方法をご紹介します。

● 賞与から徴収されるもの

→社会保険料(健康保険・介護保険)・厚生年金保険、雇用保険、所得税

国民健康保険組合(医師国保等)に加入をされている方は健康保険・介護保険は原則賞与から徴収しません。

● 賞与からなぜ保険料が徴収されるのか

● 社会保険料(健康保険・介護保険)・厚生年金保険)について

平成15年から総報酬制が導入された為、賞与から社会保険料を徴収する必要があります。

従来仕組みでは、賞与にかかる保険料率が低かった為、年収が同じでもボーナスの割合が高い人ほど年間の保険料負担が軽くなるといった不公平が生じていました。この不公平を解消する為、総報酬制が導入されました。

また総報酬制の導入により、賞与部分も年金額に反映されるようになりました。(年金額は、簡単に言うと、「(月給+賞与の平均)×一定乗率×加入期間」で計算されます。)

保険料を納めているけど、結局メリットがあるのは年金が増えるだけなのね。

● 雇用保険について

失業給付の計算に賞与は含まれません。

昭和60年までは賞与も含めて失業給付の額を計算していましたので、賞与からも保険料を徴収していました。しかし現在は失業給付の計算には賞与分は含まれませんが、保険料を納めなければなりません。

賞与からも雇用保険料を徴収する理由については、現在の給付を維持する為、等さまざまな理由がある様です。



● 徴収金額の計算方法について

賞与から徴収する保険料・税額の計算方法をご紹介します。

① 社会保険※… 賞与額から1,000円未満端数切捨て×保険料率×1/2

健康保険(大阪府協会けんぽの場合)10.13%+介護保険1.65%+厚生年金保険18.182%=29.962%

② 雇用保険… 賞与額×3/1000(一般の事業の場合)

③ 所得税 … 賞与から社会保険料(上記①、②)を差し引いた金額×税率

前月の給与から社会保険料を差し引いた金額と扶養親族等の数で「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に当てはめて税率が決まります。

国税庁ホームページ「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(平成29年分)」
(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/zeigakuhyo2016/data/15-16.pdf>)



※健康保険は4/1~翌年3/31までの間で累計573万円、厚生年金保険は1回で150万円を超えた分について保険料はかかりません。

賞与は年金額に反映される為、正しく保険料を計算しましょう。
「賞与支払届」という届出書も年金事務所に提出する必要がありますので漏れなく手続きをする様、ご注意ください。